

議案第25号

小松島市営住宅管理条例の一部を改正する条例に  
ついて

小松島市営住宅管理条例（平成9年小松島市条例第14号）の一部を  
別紙のように改正する。

平成25年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市営住宅管理条例の一部を改正する条例

小松島市営住宅管理条例（平成9年小松島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 小松島市営住宅条例

目次中「第2章 市営住宅の管理（第3条―第42条）」を「第2章 市営住宅等の整備基準（第2条の2―第2条の3）第3章 市営住宅の管理（第3条―第42条）」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に、「第5章」を「第6章」に改める。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章を3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

### 第2章 市営住宅等の整備基準

#### （市営住宅の整備基準）

第2条の2 法第5条第1項の規定により条例で定める市営住宅の整備基準については、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）第8条第2項から第5項まで、第9条第3項、第10条及び第11条の規定は、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り及び同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る市営住宅については適用しない。

(共同施設の整備基準)

第2条の3 法第5条第2項の規定により条例で定める共同施設の整備に関する基準については、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。

第5条第1項第1号ただし書中「第2項及び第3項において「居宅介護困難者等」」を「以下「在宅常時介護困難者」」に改め、同項第2号中「がア、イ又はウ」の次に「(第9条第2項に規定する入居者(以下この号において「一般入居者」という。))の場合にあっては、ア又はウ)」を、「それぞれア、イ又はウ」の次に「(一般入居者の場合にあっては、ア又はウ)」を加え、同号ただし書を削り、同号アを次のように改める。

ア (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にa又はbのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が

(a), (b) 又は (c) に掲げる障害の種類に応じそれぞれ

(a), (b) 又は (c) に定める程度であるもの

(a) 身体障害 前号イ(ア)に規定する程度

(b) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(c) 知的障害 (b)に規定する精神障害の程度に相当する程度

b 前号ウ, エ, カ又はキに該当する者

(イ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

第5条第1項第2号イ中「旧政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,0

00円)」に改め、同号ウ中「旧政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条第2項及び第3項中「居宅介護困難者等」を「在宅常時介護困難者」に改める。

第6条第2項中「, なお」を削る。

第9条第1項第1号イ中「住宅地区改良法施行令」の次に「(昭和35年政令第128号)」を加える。

第12条第1項中「, 法施行規則第10条で定めるところにより」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、前項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第2号に規定する金額を超える場合

(2) 当該入居者が第42条第1項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する場合

附則第10項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。